

# 事故発生防止のための指針

令和6年4月1日 改正

特別養護老人ホーム 蔵前

## I、 事故の防止に関する基本的考え方

特別養護老人ホーム蔵前では、「人間としての尊厳を冒し、安全や安心を阻害し、提供するサービスの質に悪い影響を与えるもの。」をリスクとして捉え、より質の高いサービスを提供することを目標に事故の防止に努めます。そのために必要な体制の整備を行い、利用者1人ひとりに合わせた個別ケアの実践を徹底し、組織全体で事故の防止に取り組みます。

## II、 事故防止委員会とその他施設内の組織

(1) 事故防止委員会の設置。

(ア) 設置の目的

事故を未然に防止し、安全かつ質の高いケアを提供する体制をつくる。また、万が一事故が発生した場合には、最善の処置、対応を行い施設全体で取り組むことを目的とします。

(イ) 委員会の構成員

責任者：施設長

担当者：安全対策担当者

- ・特養係長
- ・生活相談員
- ・介護支援専門員
- ・看護職員
- ・介護職員

(ウ) 委員会の開催

月に1回、定期的を開催して、事故の防止に向けての検討を行う。

事故発生時など必要な際には随時開催する。

(エ) 委員会の役割

- ・マニュアル、ヒヤリハット報告書、事故報告書、外傷報告書、などの整備。定期的なマニュアルの見直し及び、必要時、各報告書の様式の変更を行う。
- ・ヒヤリハット報告、事故報告の分析および、改善策の検討。また検討内容の周知

徹底。

- ・年に2回の研修を実施する。

## (2) 他職種協働で行うアセスメントの実施による事故防止。

介護職員、看護職員、機能訓練士、栄養士、生活相談員、介護支援専門員など他職種協働でアセスメントを実施する。利用者1人ひとりの心身の状態、生活環境などを把握し、事故につながる要因を検討する。個別の重要な事故防止対策については、施設サービス計画にケアプランとして盛り込むことも検討して行く。

## Ⅲ、事故防止における各職種の役割

事故防止のためのチームケアを行ううえで、各職種が専門性に基づいてそれぞれの役割を果たす。

### ・施設長

1. 事故における諸課題等の最高責任者
2. 事故防止委員会の総括責任者（施設長の判断する者に代理させることができる）

### ・介護係長

1. 事故発生予防の為の総括管理。
2. 事故防止委員会の総括責任者。
3. ヒヤリハット報告、事故報告の分析および、改善策の検討。
4. 行政機関への緊急時連絡体制の整備。
5. 行政機関への対応。
6. 事故対応マニュアルの作成。
7. ヒヤリハット報告、事故報告システムの確立。
8. 事故発生防止のための指針の周知。

### ・看護職員

1. 医師、協力病院との連携及び、対応。
2. 施設内の医療的行為の範囲についての整備。
3. 処置への対応。
4. ヒヤリハット報告、事故報告の分析および、改善策の検討。
5. 正確で丁寧な記録。

### ・生活相談員、介護支援専門員

1. 家族への緊急時連絡体制の整備。
2. 家族への対応。
3. ヒヤリハット報告、事故報告の分析および、改善策の検討。

#### 4. 施設サービス計画書の作成、変更等

##### ・管理栄養士

1. 食品管理、衛生管理の体制整備、指導。
2. 食中毒予防の教育と指導の徹底。
3. 保健所、関係機関への緊急時連絡体制の整備。
4. 利用者に合わせた食事形態の工夫。

##### ・介護職員

1. 食事、入浴、排泄、移動など介助における、基本的知識の習得。
2. 利用者の意向に沿うように対応し、無理な介護はしない。
3. 利用者の疾病、障害などによる、行動特性を理解する。
4. 利用者1人ひとりの状態を把握し、ケアプランに沿ったケアの提供。
5. ヒヤリハット報告、事故報告の分析および、改善策の検討。
6. 正確で丁寧な記録。
7. 施設内の環境整備。
8. 備品の整備。

## IV、報告の方法及び、改善策の検討方法

### (1) 報告システムの確立。

情報収集のため、ヒヤリハット報告書、事故報告書、外傷報告書、ウツカリハット報告書を作成する。収集された情報は、分析、検討をして情報を共有し、事故防止の対策を立てる為に用いる。なお、この情報は個人の責任追及のためには用いない。

### (2) 事故要因の分析と、改善策の検討。

報告があった日の16:00の申し送りで、その日の出勤者で分析して改善策を検討する。改善策の結果の評価及び、必要時の再検討は事故防止委員会で行う。

### (3) 改善策の周知徹底。

改善策は連絡ノートによる周知徹底を図る。また、必要時はマニュアルを作成する。

### (4) 薬に関して

床に落ちていて誰の薬か不明なケースや飲ませ忘れなど薬に関するケースは、ヒヤリハット区分の事故扱いとする。

## V、事故発生時の対応

事故が発生した場合、速やかに下記の対応をとる。

(1) 利用者への対応。

事故が発生した場合は、利用者自身および周囲の状況を判断し、利用者の安全確保を最優先として行動する。関係部署や家族などに速やかに連絡し、必要な措置をとる。医療機関に受診などが必要な場合には、迅速にその手続きを行う。

(2) 事故の状況の把握。

事故の状況を把握する為に、関係職員は事故報告書で報告を行う。報告の際には状況がわかるように事実のみを記載します。

(3) 関係者への連絡、報告。

報告に基づき相談員が、家族や保険者などに事故の状況などについて報告を行う。

(4) 損害賠償。

事故の状況から賠償などの必要性が生じた場合には、施設が加入する損害賠償保険で対応する。

## VI、その他の災害等への対応（防災委員と連携）

- (1) 防災計画の作成
- (2) 非常災害のための体制
- (3) 避難誘導訓練・消火訓練等の実施（年2回程度）
- (4) 非難・消火・通報装置等の設備及び定期的保守点検
- (5) 非常用食料の備蓄
- (6) 上記体制の周知のための職員教育

## VII、事故発生防止のための指針の閲覧について

この指針は、利用者の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、ホームページ上に公表し、利用者及び家族等が閲覧できるようにする。